

○宮崎大学農学部入学委員会規程

平成17年3月15日
制 定

改正 平成19年5月15日 平成22年10月1日
平成25年2月19日 平成25年10月22日
平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部、宮崎大学農学部入学委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、学生の入学に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学に関すること。
- (2) 転学部、転学科に関すること。
- (3) 学部長の諮問事項に関すること。
- (4) 組織の自己点検・評価に関すること。
- (5) その他入学試験に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) 各学科長及び副学科長
- (3) その他学部長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 第3条2号及び3号委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学部長（教務担当）をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として全委員の出席により成立する。

(代理出席)

第7条 委員に事故あるときは、代理の教授が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員会には、学部長及び事務長は必要に応じて出席し、意見を述べるることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月22日から施行する。ただし、本規程により選出された第3条第3号委員の任期は平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。